

## 認定長期優良住宅に対する減額措置

令和6年3月31日までに、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、120㎡相当を上限に新築後一定期間の当該住宅に係る固定資産税額を2分の1に減額します。

### ● 住 宅 の 要 件

1. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から令和6年3月31日までの間に新築された住宅であること
2. 同法の規定に基づき、耐久性・安全性等の住宅性能が一定基準を満たすものとして行政庁の認定を受けて新築された住宅であること
3. 併用住宅の場合、居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
4. (1) 1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること  
(2) 一戸建て以外の貸家住宅にあっては、床面積が40㎡以上280㎡以下であること
5. 新築した年の翌年1月31日まで（1月1日新築の場合はその年の1月31日まで）に減額の申告が行われていること

### ● 減額される範囲

住居として用いられている部分（居住部分）のみで、床面積120㎡に相当する部分

### ● 減額される期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分

※ 3階建以上の準耐火構造又は耐火構造住宅である場合には、新たに固定資産税が課されることとなった年度から7年度分

### ● そ の 他

- 地方税法に規定するその他の減額制度等との併用はできません。